

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山梨市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.6 %
全職員	60.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	102.7 %
本庁課長補佐相当職	101.2 %
本庁係長相当職	104.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.0 %
31～35年	97.7 %
26～30年	92.8 %
21～25年	93.4 %
16～20年	95.5 %
11～15年	85.8 %
6～10年	96.4 %
1～5年	92.6 %

【説明欄】

2. (1) 本庁部局長・次長相当職は、該当がないため「—」としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。